

「住宅耐震改修証明書」の発行について

「住宅耐震改修証明書」とは、所得税の特別控除のための耐震改修の証明書です。

対象要件

- ・ 自らの居住の用に供していること
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（現行の耐震基準に適合していないものに限る。）であること
- ・ 平成21年1月1日から平成25年12月31日までに耐震改修工事を完了した住宅であること
- ・ 耐震改修工事が現行の耐震基準に適合させる工事であること

耐震基準に適合する例（1又は2）

- 1 （財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること
- 2 （財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること

控除内容

申請者に対し、下記の1、2の金額のいずれか少ない金額の10パーセントに相当する金額（上限20万円）を所得税の額から控除します。

- 1 「耐震改修に要した費用の額」から「市が交付した補助金等」を差し引いた額（平成23年6月29日以前に契約した場合は、「市が交付した補助金等」を差し引きません。）
- 2 耐震改修に係る標準的な費用の額（国土交通省告示383号（平成21年3月31日））

証明書の発行

1. 平成23年6月29日以前に設計契約した場合

住宅耐震改修証明書は、川崎市長あるいは川崎市長及び建築士等（建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関）で発行できます。

平成21年1月1日以後に耐震改修を行った住宅については、建築士等による証明書の発行が可能です。

住宅耐震改修証明書は、国の定めた様式に基づき、下記～の項目について証明が必要です。

耐震改修をした家屋であること

耐震改修の費用の額（「耐震改修に要した費用の額」と「標準的な費用の額」のいずれか少ない額）

地域住宅計画等の区域内にある家屋であること

(1) 川崎市の制度を利用している方

証明する者	川崎市長	川崎市長	川崎市長
証明の手続き	印鑑を持参の上、市の窓口（P.4参照）まで御越し下さい。 制度を利用している方に対しては、耐震改修工事完了後に御連絡しております。		

(2) 川崎市の制度を利用していない方

証明する者	川崎市長 または 建築士等	川崎市長 または 建築士等	川崎市長
証明の手続き	川崎市長による証明を希望される場合は、P.4を御確認下さい。 建築士等による証明を希望される場合は、耐震改修を行った建築士等にお問合せ下さい。		下記を持参の上、市の窓口（P.4参照）まで御越し下さい。 ・印鑑 ・改修した家屋の登記事項証明書、または固定資産税台帳登録事項証明書

証明書の発行に際しては、下記HPの国土交通省の資料を必ずご覧になり、要件や対象建築物についてご確認下さい。

住宅耐震改修証明書の発行等について

<http://www.mlit.go.jp/common/000038395.pdf>

住宅耐震改修証明書の様式について

<http://www.mlit.go.jp/common/000037120.pdf>

2.平成23年6月30日以降に設計契約した場合

住宅耐震改修証明書は、川崎市長あるいは建築士等（建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関）で発行できます。

住宅耐震改修証明書は、国の定めた様式に基づき、下記 の項目について証明が必要です。

耐震改修をした家屋であること

耐震改修の費用の額

（「耐震改修に要した費用の額」から「市が交付した補助金等」を差し引いた額」と「標準的な費用の額」のいずれか少ない額）

（1）川崎市の制度を利用している方

証明する者	川崎市長	川崎市長
証明の手続き	印鑑を持参の上、市の窓口（P.4参照）まで御越し下さい。 制度を利用している方に対しては、耐震改修工事完了後に御連絡しております。	

（2）川崎市の制度を利用していない方

証明する者	川崎市長 または 建築士等	
証明の手続き	川崎市長による証明を希望される場合は、P.4を御確認下さい。建築士等による証明を希望される場合は、建築士等にお問合せ下さい。	

証明書の発行に際しては、下記HPの国土交通省の資料を必ずご覧になり、要件や対象建築物についてご確認下さい。

住宅耐震改修証明書の発行等について

<http://www.mlit.go.jp/common/000187881.pdf>

住宅耐震改修証明書の様式について

<http://www.mlit.go.jp/common/000160689.doc>

川崎市の制度を利用していない方が、川崎市長の証明を申請する場合

下記のアからクに掲げる書類を市の窓口（下記参照）に提出してください。書類審査（1～2週間程度）を行い、耐震改修の内容を確認した後、証明書の発行を行います。書類等に不備があると、証明書を発行できませんのでご注意ください。

- ア 住宅耐震改修完了報告書（別記様式 P. 5 参照）
- イ 登記事項証明書または固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年月日が記入されたもの）
- ウ 建築物の全景写真
- エ 耐震改修工事の設計書（改修前・後の平面図、改修計画等）
- オ 耐震改修工事前・後の耐震診断書（精密診断法）
- カ 耐震改修工事の施工状況がわかる写真
- キ 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し（耐震改修工事部分の費用の内訳が分かるもの（見積など））
- ク 建築士免許証の写し・建築士事務所登録通知書の写し・建設業の許可通知書の写し

市の窓口

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

川崎市 まちづくり局 指導部 建築監察課 建築防災担当
〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 7 階
TEL 044 - 200 - 3017（直通）

(別記様式)

住宅耐震改修完了報告書

租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく住宅耐震改修を完了しました。
この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

川崎市長 様

平成 年 月 日

報告者：対象建築物の所有者（納税義務者）氏名

対象建築物の住所

対象建築物の地番

報告者の電話番号

建築士の会社名・電話番号

建築士氏名

施工業者名・電話番号

施工業者担当者氏名

耐震改修工事部分の費用

円

* 添付書類

- (1) 登記事項証明書または固定資産課税台帳記載事項証明書
(建築年月日が記入されたもの)
- (2) 建築物の全景写真
- (3) 耐震改修工事の設計書(改修前・後の平面図、改修計画等)
- (4) 耐震改修工事前・後の耐震診断書(精密診断法)
- (5) 耐震改修工事の施工状況がわかる写真
- (6) 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し
(耐震改修工事部分の費用の内訳が分かるもの(見積など))
- (7) 建築士免許証の写し・建築士事務所登録通知書の写し・建設業の許可通知書の写し